

青森市文化会館等モバイル Wi-Fi ルーター利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、一般財団法人青森市文化観光振興財団（以下「財団」という。）青森市文化会館等において貸出す青森市文化会館等モバイル Wi-Fi ルーター（以下「端末」という。）の市民等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 青森市文化会館等使用者が端末を安心・安全に利用することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において、用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Wi-Fi

持ち運び可能で、無線でインターネット接続ができる通信機器のことをいう。

(2) 端末

青森市文化会館等へ配置された Wi-Fi（接続アダプター及びケースを含む）のことをいう。

(3) 利用施設

青森市文化会館と青森市民ホールとする。

(4) 使用者

青森市文化会館あるいは青森市民ホールの会議室等を使用し、端末を申請により借り受け、これを利用するものをいう。

(対象者)

第4条 前条(3)号(4)号の使用者を対象とする。

(サービスの内容)

第5条 使用者は、端末の利用により、インターネットへの接続をすることができる。

(サービスの利用)

第6条 端末に接続する通信機器等は、使用者の責任と負担において、使用者が用意するものとする。

2 端末の利用料金は、無料とする。

3 端末を利用するための通信機器等の設定及び操作は使用者が行うものとする。

4 端末へ接続する通信機器等のセキュリティ対策は、使用者が行うものとする。

5 端末の貸出にあたり、使用者は、氏名、団体名、連絡先及び利用用途を、申込書により伝えることとする。なお、使用者が未成年者の場合は、保護者の氏名や連絡先等の情報も伝えることとする。

6 端末の返却にあたり、使用者は、付属品等がすべて揃っているか確認してから返却することとする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 端末の設定変更を行わないこと。

(2) 無線接続に用いる ID 及びパスワードは、使用者以外に知られないように管理すること。

(3) 配置先の各利用施設内で利用すること。

(4) 利用する際は、盗難防止等に努めること。

(5) 又貸しは行わないこと。

(6) 故障・破損・紛失した場合は、各利用施設の事務室へ速やかに報告すること。

(7) 利用施設の借用時間を超えないこと。

(禁止行為)

第8条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第三者または当財団に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれがある行為

(2) 誹謗中傷する行為

(3) 公序良俗に反する行為（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）、またはそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為

(4) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそれらのおそれがある行為

(5) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為

- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、またはそのおそれがある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (8) 第三者に対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) 本サービスの利用による不正アクセス、または改ざん、消去などの不法行為
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (12) 端末を利用して、本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為、またはそのおそれがある行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれがある行為または当財団が不適切であると判断した行為

2 前項に該当する使用者の行為によって当財団、使用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、当該使用者は、すべての法的責任を負うものとし、当財団は一切の責任を負わないものとする。

（動作保証・事前確認）

第9条 端末について、あらゆる環境での動作を保証するものではないため、使用者は、必要に応じて電波状況等の事前確認を行うこととする。

（免責）

第10条 当財団は、本サービスの提供に関連して使用者に生じた損害について一切の保証を行わないものとする。

2 使用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該使用者が費用を負担するものとする。

3 通信機器の種類、基本ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、当財団は一切責任を負わないものとする。

4 使用者が本サービスを利用したことにより、他の使用者や第三者との間に生じた紛争等について、当財団は一切の責任を負わないものとする。

5 当財団は、使用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更できるものとする。

（使用者情報の記録及び利用）

第11条 当財団は、取得した情報を、端末の利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。また、箇所ごとの利用者数、利用時間帯等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

（サービスの中止・中断）

第12条 当財団は、事前の通知なく、本サービスを中止または中断できるものとする。

2 当財団は本サービスの中止または中断により、使用者または第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

（破損等）

第13条 通常の使用もしくは故意又は過失により、端末を破損又は故障したときは、使用者の費用と責任により、端末を修理する。修理することができない場合は、当財団より使用者に損害に対する請求をすることとする。

（本規約の変更）

第14条 当財団は、必要に応じてこの規約を変更できるものとする。

附則

この規約は、令和4年5月31日から施行する。